



事業主の皆さん
従業員の個人住民税は
特別徴収で納めましょう！

特別徴収実施のメリット

普通徴収の納期が原則年4回なのに対し、特別徴収は年12回なので1回当たりの負担が少なくて済みます。また、従業員一人一人が金融機関に出向く手間も省くことができます。

●図解で分かる普通徴収と特別徴収

○普通徴収(個人で納付)

- ①税額を年4回で支払うため、1期当たりの税額が多い。 ②納め忘れが心配。
- ③金融機関に出向いて納税する手間がかかる。

← 年4回自主納付 →

納税義務者	市県民税 税 額	6月	8月	10月	1月
従業員A	24,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円
従業員B	48,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円
従業員C	72,000円	18,000円	18,000円	18,000円	18,000円
従業員D	96,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円
従業員E	120,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
従業員F	144,000円	36,000円	36,000円	36,000円	36,000円
従業員G	168,000円	42,000円	42,000円	42,000円	42,000円

○特別徴収(給与天引き)

- ①税額を年12回で支払うため、1期当たりの税額が少ない。 ②給与天引きのため納め忘れの心配がない。
- ③金融機関に出向いて納税する手間が省ける。

← 毎月の給料(年12回)で納付 →

納税義務者	市県民税 税 額	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
従業員A	24,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
従業員B	48,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円
従業員C	72,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円
従業員D	96,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円
従業員E	120,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
従業員F	144,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円
従業員G	168,000円	14,000円	14,000円	14,000円	14,000円	14,000円	14,000円	14,000円	14,000円	14,000円	14,000円	14,000円	14,000円

↓ 給与天引き ↓

事業主が	事業主が	事業主が	事業主が	事業主が	事業主が	事業主が	事業主が	事業主が	事業主が	事業主が	事業主が	事業主が	事業主が
7月10日 まで	8月10日 まで	9月10日 まで	10月10日 まで	11月10日 まで	12月10日 まで	1月10日 まで	2月10日 まで	3月10日 まで	4月10日 まで	5月10日 まで	6月10日 まで	一括納付	一括納付
56,000円	56,000円	56,000円	56,000円	56,000円	56,000円	56,000円	56,000円	56,000円	56,000円	56,000円	56,000円	56,000円	56,000円

平成26年度から 個人住民税の特別徴収義務者の指定を行います

☎税務課市民税係 ☎22-1313

従業員の所得税を源泉徴収している事業主(給与支払者)の方は、原則として個人住民税(市町村民税と県民税)についても特別徴収(給料天引き)する義務があります。宮城県と県内の各市町は、個人住民税の特別徴収を行っていない事業主に、皆さんの特別徴収義務者への移行をお願いしています。

本市では、平成26年度から特別徴収が行われない事業主の方に、特別徴収義務者の指定を行います。
※従業員3人以上の事業所を対象として指定。ただし、従業員の雇用契約が1年未満である場合は対象従業員に含めません。

●特別徴収制度とは？

事業主の方が従業員に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を給与天引きして納める制度です。

●特別徴収の具体的な流れ

①給与支払報告書の提出(1月31日まで)

事業主→市区町村税務課

事業主の方は、給与支払報告書(総括表)を従業員の1月1日現在の住民登録地である市町村に提出してください。その際、特別徴収する従業員の人数を記入、給与支払報告書もだれの分を特別徴収するかを分かるようにして提出してください。

②特別徴収税額の通知(5月10日ごろ)

市区町村税務課→事業主

市(税務課)は従業員ごとの年税額を決定し、事業主が各従業員から給料天引きし、当年6月から翌年5月まで月ごとに納める税額を通知します。その際、従業員の方々に配布していただく個人ごとの年税額、月額を記入した

税額決定通知も同封します。

③特別徴収税額の通知(5月31日まで)

事業主→各従業員

事業主の方が市から送付された従業員個人ごとの税額決定通知書を従業員の方々に配布します。

④給与の支払いの際に税額を徴収(6月～翌年5月までの毎月)

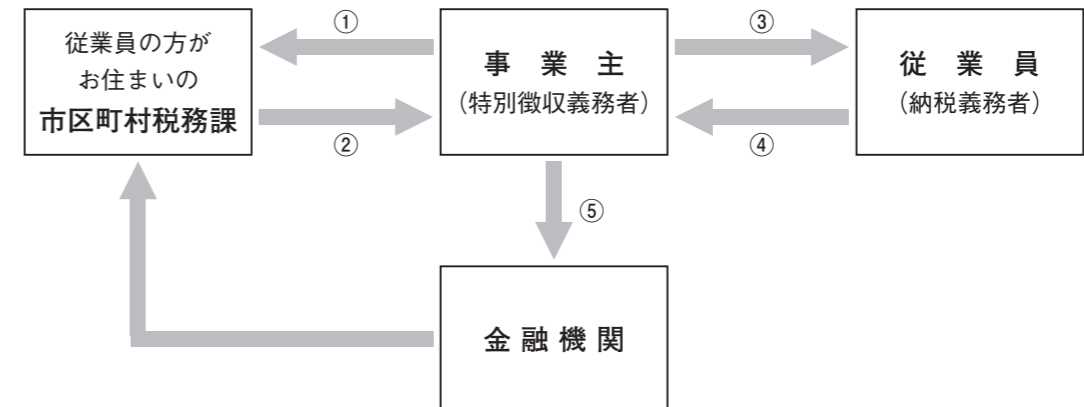
各従業員→事業主

各従業員の方は特別徴収(給料天引き)で月ごとの税額を事業主の方に支払います。

⑤個人住民税の納入(翌月10日まで)

事業主→金融機関

事業主の方は、各従業員から特別徴収した税額を翌月10日まで金融機関に納付します。



●納期の特例(年2回納入)

原則として、特別徴収は、6月から翌年5月までの12回で毎月納入することになっていますが、給与の支払いを受ける従業員(納税義務者)が常時10人未満の事業主(給与支払者)に限り、従業員がお住まいの市町村に申請

書を提出し、承認を受けた場合には、6月分から11月分を12月10日まで、12月分から5月分までを6月10日までの年2回に分けて納入できる「納期の特例」を利用できます。